

受託者賠償責任保険

堅実経営の確保のために

- 賠償責任保険普通保険約款(企業用)
- 受託者特約



このパンフレットは、2010年4月1日以降に保険期間が開始するご契約を対象にしています。

受託者賠償責任保険とは

受託者賠償責任保険は、受託物の保管業務のみを行う事業者の方々、または受託物の保管業務および保管業務を主体としてこれに付随する運送業務を行う事業者の方々がお加入の対象となります。

他人から預かった物(受託物)を保管中に火災や取扱上の不注意によって壊れたり、汚れたり、あるいは盗まれたりして預け主に受託物を元の状態のまま返還できなくなった場合に、預かった人(受託者)が預け主に対して負担する法律上の損害賠償金を保険金としてお支払いします。

したがって、他人の物品を保管・管理する事業者の方々、たとえば、倉庫業者、運送業者、委託加工業者、催物主催者などが対象となります。

※「保管中」には、保管場所敷地内での貨物の移動を含みます。

※「付随する運送業務」とは、輸送に伴う積み込み、荷卸し、積替え、荷さばき、輸送用具持ちなどのための一時保管をいいます。

(注1)自動車修理・板金塗装・整備業者、洗車場業者、ガソリンスタンド業者、駐車場業者などは「自動車管理者賠償責任保険」、クリーニング業者は「クリーニング業者賠償責任保険」、旅館・ホテル業者は「旅館賠償責任保険」のご契約をお申し込みください。

(注2)受託物の運送業務のみを行う事業者の方々、受託物の運送業務および運送業務を主体としてこれに付随する保管業務を行う事業者の方々も、運送保険のご契約をお申し込みください。

たとえば、次のような事故が対象となります。

- ①火災をおこして燃やしてしまった。
- ②落して壊してしまった。
- ③汚してしまった。
- ④盗難にあったしまった。



お支払いする保険金は

この保険では次のような損害が支払われます。

●預け主に対する損害賠償金



全損のとき受託物の時価額
(ただし、てん補限度額が限度)
被害者に対して賠償した修理費

●裁判費用・弁護士費用



訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解
または調停に関する費用
(弊社の承認が必要となります。)

●損害防止費用・緊急措置費用



損害の発生または拡大の防止のため
に必要なまたは有益であった費用

●その他の費用保険金

請求権の保全または行使の手続き費用	他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用
協力義務費用	弊社が必要と認め、被保険者に代わり損害賠償の解決に当たる場合において、被保険者が、弊社の求めに応じ、その遂行について弊社に協力するために支出した費用

保険金をお支払いできない主なもの

この保険では次のような事故や損害賠償責任はお支払いできません。

- 受託物のかび、自然の消耗または性質によるかび、変色、さびおよびねずみ食いあるいは虫食いなどの損害
- 自然発火または自然爆発した受託物自体の損害
- 受託物がお客さまに引き渡された日から30日を経過してから発見された損害
- 受託物の使用不能に起因する損害(たとえば、代替品の賃借費用や逸失利益など)
- 故意におこした事故、受託者の使用人が加担した盗難などの損害
- 戦争・暴動・労働争議などによって生じた損害
- 地震・噴火・洪水・津波などの天災によって生じた損害
- 屋根、とい、扉、窓、通風筒などから入る雨または雪などによる損害
- 他人との間に結んだ損害賠償に関する約定により加重された賠償責任
- 現金・貴金属・美術品・有価証券などの損害(特約によりお支払いすることができます。)
- 給排水管・暖房装置・消火栓、スプリンクラーなどからの水漏れによる損害(特約によりお支払いすることができます。)
- 修理もしくは加工上の過失または欠陥による損害
- 紛失による損害(特約によりお支払いすることができます。ただし、受託物の種類によっては特約の締結をお断りすることがございます。)

ご契約の方法

お支払い限度額

ご契約にあたっては、まず、お支払い限度額(てん補限度額)を決めていただきます。お支払い限度額は、保険期間中に予想される受託物の予想最高保管価格(時価額)とします。ただし、受託物の総額が常に変動する場合は、予想平均保管価格(時価額)で定めることもできます。

たとえば、最高予想額が1,000万円と予想される場合には、「支払限度額は保険期間中を通じて1,000万円」となります。

なお、保険期間中に保険金の支払を受けた場合は、支払限度額からその保険金の額を控除した金額が以後の保険期間に対する支払限度額となります。

免責金額(自己負担額)は、原則として1事故5,000円です。自己負担額を増額することで保険料を割引くことができます。

保険料は…

保険料は受託物の種類、受託物の保管場所(所在地・建物の構造)、引受条件、支払限度額などにより異なります。詳しくは取扱代理店または弊社にご照会ください。

保険料の算出方法

1. 総てん補限度額

保管受託物の時価総額を保険期間中の総てん補限度額とします。

2. 適用料率 (保険期間1年、総てん補限度額1,000円につき)

(1) 保管施設が工場以外の場合

適用料率 = 火災保険料率×0.75 + 盗難保険料率×0.6 + 破損その他危険料率 + 割増保険料率

(2) 保管施設が工場の場合

適用料率 = 火災保険料率×0.9 + 盗難保険料率×0.6 + 破損その他危険料率 + 割増保険料率

(注) 上記「火災保険料率」とは、火災保険のその受託物に対する適用料率で動産割増、その他の割増・割引を適用後の料率をいいます。

3. 適用保険料

適用保険料 = 総てん補限度額×適用料率

保険料のお見積り

被 保 険 者	様
受 託 物 (種類・品名)	
時 価 額 総てん補限度額	千円
保 管 施 設 の 所在地・名称・構造	
特 約	特約名
保 険 料	総てん補限度額×(火災保険料率×0.75 or 0.9 + 盗難保険料率×0.6 + 破損その他危険料率 + 割増保険料率)
	千円×(円×0.75 or 0.9 + 円×0.6+ 円+ 円)
	= <input type="text"/> 円

万一事故が起きたときは…

万一この保険で補償される事故等が生じたことを知った場合には、下記の事項をすみやかに取扱代理店または弊社にご連絡ください。なお、示談交渉については必ず弊社とご相談いただきながらおすすめてください。あらかじめ弊社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合には、保険金を削減してお支払いすることがありますのでご注意ください。

ア.事故発生の日時・場所 イ.被害者の住所・氏名 ウ.事故の原因・状況 エ.証人がある場合は、その方の住所・氏名 オ.損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 カ.保険契約の内容(証券番号等)

ご契約後のご注意

1. 保険証券が1か月以上経過しても届かない場合は、お手数ながら弊社にご照会くださいますようお願いいたします。
2. ご契約者のご住所などを変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社までご連絡ください。

- この保険は、保険契約者が個人、小規模法人またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。ただし、その場合でも引当保険会社が経営破綻したときの保険金、解約返戻金等のお支払いは、保険業法の規定に基づき一部削減されることがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱代理店または弊社までご照会ください。
- 弊社は、保険契約に関する個人情報、適切な契約のお引き受け、円滑な保険金のお支払い、付帯サービスのご提供および弊社の商品の販売等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社等に提供することがあります。詳細につきましては、下記記載の弊社ホームページをご覧ください。取扱代理店または弊社までご照会ください。

- 保険料お支払いの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。
- このパンフレットは「受託者賠償責任保険」の概要をご紹介したものです。詳細は保険約款によりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明な点がありましたら取扱代理店または弊社にご照会ください。なお、詳しくはこの保険の「普通保険約款および特約集」「重要事項説明書」をご覧ください。

弊社代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接ご契約されたものとなります。



朝日火災海上保険株式会社

〒101-8655 東京都千代田区神田美土代町7番地
TEL03-3294-2111(大代表)
ホームページアドレス <http://www.asahikasai.co.jp/>

●お問い合わせ先